本号で公布された法令のあらまし

◇放送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二号）（総務省）

放送法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第六五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二三年三月一日とすることとした。

◇電波法施行令の一部を改正する政令（政令第三号）（総務省）

1　放送法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第六五号）の一部の施行に伴い、無線局の運用の特例に関する電波法（昭和二五年法律第一三一号）の規定の技術的読替えの規定を整備することとした。（第四条～第六条関係）

2　この政令は、放送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二三年三月一日）から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（政令第四号）（厚生労働省）

一　労働安全衛生法施行令の一部改正関係

1　名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物として、酸化プロピレン、一・四―ジクロロ―二―ブテン、一・一―ジメチルヒドラジン及び一・三―プロパンスルトンを追加することとした。（第一八条関係）

2　健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、酸化プロピレン及び一・一―ジメチルヒドラジンを製造し、又は取り扱う業務を追加することとした。（第二二条第二項関係）

3　健康管理手帳を交付する業務の追加

都道府県労働局長が健康管理手帳を交付する業務に、無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉砕をする業務を追加することとした。（第二三条関係）

4　特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、酸化プロピレン及び一・一―ジメチルヒドラジンを追加することとした。（別表第三関係）

5　酸化プロピレンに係る適用除外

酸化プロピレン及び酸化プロピレンを含有する製剤その他のものを製造し、又は取り扱う業務のうち、厚生労働省令で定める業務については、作業主任者の選任をすべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないこととした。（第六条、第二一条及び第二二条関係）

二　労働安全衛生法施行令の一部改正関係

次に掲げる物については、適用除外製品等から除外することにより、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないこととした。（附則第三条関係）

1　石綿ジョイントシートガスケッチングから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。2及び3において同じ。）を含有するガスケットであって、この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。2及び3において同じ。）の接合部分（三〇〇度以上の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの（直径一五〇〇ミリメートル以上のものを除く。）

2　石綿を含有するうず巻形ガスケットであって、既存化学工業施設の設備の接合部分（四〇〇度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であって、三〇〇度以上四〇〇度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(一)　亜硝酸及びその塩

(二)　硝酸及びその塩

(三)　硫酸及びその塩

3　石綿を含有するグランドパッキンであって、既存化学工業施設の設備の接合部分（四〇〇度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であって、三〇〇度以上四〇〇度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(一)　亜硝酸及びその塩

(二)　硝酸及びその塩

(三)　硫酸及びその塩

三　経過措置

二の1から3までに掲げる物のうち、平成二三年三月一日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法（昭和四七年法律第五七号）第五五条の規定は適用しないこととした。

四　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。ただし、二は同年三月一日から施行することとした。

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令（政令第五号）（厚生労働省）

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係

1　チクングニア熱を四類感染症に追加することとした。（第一条関係）

2　アレナウイルス属チャパレウイルス及びエボラウイルス属ブンディブギョエボラウイルスを一種病原体等及び特定一種病原体等に追加することとした。（第一条の二及び第一五条関係）

二　検疫法施行令の一部改正関係

1　チクングニア熱を検疫感染症に追加することとした。（別表第二関係）

2　検疫感染症の病原体の有無に関する検査の手数料の額を診療報酬の改定を踏まえ改定することとした。（別表第二の二関係）

三　この政令は、平成二三年二月一日から施行することとした。ただし、一の2は、公布の日から起算して一〇日を経過した日とすることとした。